

第〇章 町田市立学校の施設機能別整備方針（案）

I 小学校

1 施設構成の基本的な考え方

限られた面積において、学級単位の多様な学習活動を展開しやすくしたり、児童が最も多くの時間を過ごす普通教室においてゆとりある生活環境をつくるために、普通教室の面積を可能な限り広く確保することを基本とする。

ただし、学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させたり、児童にゆとりある生活環境を整備するうえでは、普通教室と一体的に使用することができる「オープンスペース」も有効である。このことから、学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件を踏まえて、オープンスペースを整備した場合でも、必要な諸室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能の必要面積を確保することができる場合には、オープンスペースを整備するものとする。

2 施設機能別整備方針

(1) 普通教室エリア

① 普通教室

ア 室数

普通教室の室数は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計に基づいて決定する。

イ 面積等

あ 普通教室の面積は、多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり76㎡以上の面積で整備する。

ただし、76㎡以上の面積で普通教室を整備した場合に、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件により、普通教室以外の必要な諸室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能の必要面積を確保することが困難となる場合（以下「必要な室数及び面積の確保が困難となる場合」）には、普通教室の面積は、64㎡以上を目標として可能な限り広い面積で整備する。

い オープンスペースを整備する場合の普通教室の面積は、オープンスペースと普通教室と一体的な使用が可能となることから、原則として1教室あたり64㎡以上の面積で整備する。

う 普通教室の寸法は、一辺の最低の寸法を8mとすることを基本として、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くすることが望ましい。

ただし、普通教室の奥行を長くした場合に、必要な室数及び面積の確保が困難となる場合にはこの限りではない。

え 児童1人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で不要な教科書等を含めた学用品を保管することができる広さを確保する。

ただし、児童の鞆及び学用品は時代に応じて大きさ及び形状等が変化することから、設計時において児童1人あたりの収納に必要な広さを確認して整備すること。

お 児童の収納スペースは、児童が学用品を自ら管理しやすくするために、普通教室またはオープンスペースと一体的または近接的な位置に配置する。

か 教員の執務及び収納スペースは、普通教室における多様な学習活動を妨げることのないよう、授業準備等に必要となる最小限度のスペースを確保して配置するものとする。 ★未検討事項

ウ 配置

普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

②少人数教室

ア 室数

習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、1校あたり3教室※1整備する。

イ 面積等

少人数教室は、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

ウ 配置

少人数教室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

ただし、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合があることから、児童等の動線にも配慮した配置とすることが望ましい。

(2) 多目的スペース

①オープンスペース (注) オープンスペースを整備する場合

ア 面積等 ★未検討事項

学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、オープンスペースの幅は5m以上を確保する。

ただし、幅5m以上のオープンスペースを整備した場合に必要な室数及び面積の確保が困難となる場合には、オープンスペースを整備せず、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールを複数整備する。

イ 位置

オープンスペースの位置は、学校を建設する用地の面積、形状等の条件を考慮したうえで、各校の実情に応じて決定する。

ウ 間仕切り

オープンスペースと普通教室の間には、会話や音楽の授業等の遮音、空調効果を考慮して可動式間仕切り（引戸型）を設置する。

また、多様な学習活動を展開しやすくするために、普通教室とオープンスペースが一体空間となるような間仕切り壁の収納を確保することが望ましい。

エ 動線の確保

児童等の移動による音や会話等の遮音や視線を考慮して、原則として動線となる廊下をオープンスペースとは別に整備する。

※1 第4学年～第6学年を想定

ただし、オープンスペースとは別に廊下を整備した場合に必要な室数及び面積の確保が困難となる場合には、オープンスペースを整備せず、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールを複数整備する。

②多目的ホール

ア 室数

あ オープンスペースを整備する場合には、多目的ホールについて、原則として1校あたり1カ所整備する。

い オープンスペースを整備しない場合には、多目的ホールについて、児童数及び学級数推計を考慮して、1校あたり2カ所以上整備する。

イ 面積等 ★未検討事項

多目的ホールの広さについて、児童数及び学級数推計を考慮して、普通教室2教室分以上の面積を確保する。

ウ 配置 ★未検討事項

学校開放や避難所としての利用を想定し、学校開放区画に配置することが望ましい。

③多目的室

ア 室数

児童数の増加や指導体制のあり方見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室^{※2}整備する。

イ 面積等

多目的室は、習熟度別学習、外国語科及び外国語活動等をはじめとした授業のほか、普通教室として使用することを考慮した面積及び設えとする。

ウ 配置

多目的室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

※2 第1学年～第3学年を想定

II 中学校

1 施設構成の基本的な考え方

将来の生徒数の変動や学習内容及び学習方法の変化等に柔軟に対応するために普通教室を配置し、特別教室等を使用する授業以外は、普通教室で授業を行うことを基本として整備する。

この普通教室について、学級単位の多様な学習活動を展開しやすくしたり、中学生の体格を踏まえたゆとりある生活環境をつくるために、面積を可能な限り広く確保するものとする。

また、学年単位の活動等を3学年同時に展開することができるようにするために、体育館及び武道場以外に多目的に使用することができる空間（多目的ホール）を整備する。

2 施設機能別整備方針

(1) 普通教室エリア

① 普通教室

ア 室数

普通教室の室数は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計に基づいて決定する。

イ 面積等

あ 普通教室の面積は、多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり84㎡以上の面積で整備する。

ただし、84㎡以上の面積で普通教室を整備した場合に、生徒数・学級数推計及び学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件により、普通教室以外の必要な諸室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能の必要面積を確保することが困難となる場合（以下「必要な室数及び面積の確保が困難となる場合」）には、普通教室の面積は、72㎡以上を目標として、可能な限り広い面積で整備する。

い 普通教室の寸法は、一辺の最低の寸法を8mとすることを基本として、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くすることが望ましい。

ただし、普通教室の奥行を長くした場合に、必要な室数及び面積の確保が困難となる場合にはこの限りではない。

う 生徒1人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で不要な教科書等を含めた学用品を保管することができる広さを確保する。

ただし、生徒の鞆及び学用品は時代に応じて大きさ及び形状等が変化することから、設計時において生徒1人あたりの収納に必要な広さを確認して整備すること。

え 生徒の収納スペースは、生徒が学用品等を自ら管理しやすくするために、普通教室と一体的または近接的な位置に配置する。

ウ 配置

普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

②少人数教室

ア 室数

習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、1校あたり3教室^{※3}整備する。

イ 面積等

少人数教室は、生徒数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

ウ 配置

少人数教室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

ただし、生徒数の変動によって少人数教室以外に使用する可能性があることから、生徒等の動線にも配慮した配置とすることが望ましい。

(2) 多目的スペース

①多目的ホール

ア 室数

多目的ホールについて、1校あたり1カ所^{※4}整備する。

イ 面積等

多目的ホールの広さについて、生徒数及び学級数推計を考慮して、普通教室2.5教室分以上の面積を確保する。

ウ 配置

学校開放や避難所としての利用を想定し、学校開放区画に配置することが望ましい。

②多目的室

ア 室数

生徒数の増加や指導体制のあり方見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室^{※5}整備する。

※5：

イ 面積等

多目的室は、普通教室として使用しない場合には、習熟度別学習をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

ウ 配置

多目的室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

※3 第1学年～第3学年（全学年）を想定

※4 体育館、武道場以外に1カ所を想定（学年単位の集会等を3カ所で同時開催可能）

※5 第1学年～第3学年（全学年）を想定